4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納税通知書による納付

期限
納税通知書に記載の納期 限まで
手続き可能な人
相続人
問い合わせ先
税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608
税務課固定資産税係
2 0856-31-0610
FAX 0856-23-3929

手続き2 口座振替の停止

手続き詳細	期限
亡くなられた方が市外にお住まいの場合は、窓口または電話にて口座 振替の停止を申し出てください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課市民税係

チェックリスト

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者(兼現所有者)指定届の提出

手続き詳細

- 亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。
- 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者 (兼現所有者) 指定届」に必要事項を記入し、提出してください。
- ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提 出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全 ての方について提出が必要です。税務課(市民税係)までお問い合 わせください。

期限

相続が発生してから2カ月 経過を目安に。

- ※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。
- ※郵送で相続人代表者(兼現所有者)指定届が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者

必要なもの

□ 本人確認書類

問い合わせ先

	 		••••	
•••••	 	•••••	•••••	 •••••

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)

手続き 相続人代表者 (兼現所有者) 指定届の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられたとき、その納税義務者に 代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続 人の中から指定または変更をする届出です。

- ※相当の期間内に「相続人代表者(兼現所有者)指定届」が提出され ない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。
- ※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。
- ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。 家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの 提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、 全ての方について提出が必要です。税務課(固定資産税係)まで お問い合わせください。

期限

相続が発生してから2カ月 経過を目安に。

- ※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。
- ※郵送で相続人代表者(兼現所有者)指定届が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】

□ 原則不要

【法定相続人以外の方が相続される場合】

□ 遺言書の写しなど

問い合わせ先

税務課固定資産税係

2 0856-31-0610

FAX 0856-23-3929

松江地方法務局

益田支局

2 0856-22-0429

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き1 廃車届の提出

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両 (ナンバープレート) を相続しない場合、必ず廃車 (ナンバープレートの返却) の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
□ ナンバープレート (益田市ナンバー) □ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 (戸籍謄本など)	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる 場合には、相続人からの 廃車に関する委任状が 必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

手続き 2 相続人への名義変更

手続き詳細	期限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きが必要です。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
□ 標識交付証明書 □ 手続者の本人確認書類 □ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)	①相続人②相続人と同居の家族③その他の方※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 25 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929